

231 私立法律学校特別監督条規による優等卒業生試験及第者

判事登用試験施行の件に付通知

〔明治二十年十一月十六日〕

(欄外注記¹)

貴学監督ノ私立法律学校卒業生徒及第者判事登用試験之義ニ関シテハ昨日御面話有之候旨ニ拠リ本日別紙之通常大臣ヨリ司法大臣ヘ回答相成候條此段為念及御通知候也

明治廿年十一月十六日

文部省専門學務局長 濱尾 新

帝国大學總長 渡邊洪基殿

(欄外注記³)
十一月九日附ヲ以テ帝国大學ノ監督ヲ受クル私立法律學校卒業生徒及第者判事登用試験之義ニ關シ御照会之旨承右者帝国大學ニ於テ不日及第証書授与之節當該學校長ヨリ夫々本人共ヘ通達為致候様取計可申候此段及御回答候也

明治廿年十一月十六日 文部大臣子爵森 有禮
司法大臣伯爵山田顯義殿

(欄外注記¹)

〔文部省專三四号(小野弥一カ) 往復課(花押) 書記(五十嵐恭次)」

(欄外注記²)

「□(印) 覧 総長(渡辺洪基) 書記官(永井久一郎) 法科大學教頭(鶴賀良重)」

〔私立法律学校往復及雑書綴込〕明治十九年、(4)